



# あらゆる暴力の根絶を基本とした 安心づくり

---

基本目標 V

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり

主要施策12 あらゆる暴力の根絶

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅴ	12	(1)	あらゆる暴力を容認しない基盤づくり	<DV根絶に向けた啓発の充実>DV防止法、ストーカー規制法等を周知するとともに、女性に対する暴力についての正しい認識を浸透するため、学習機会を推進します。	講座や講演会等を行うことにより、女性の人権を守る法律や制度の周知を図ります。	講座や講演会等を行うことにより、女性の人権を守る法律や制度の周知を図ります。関係機関等から啓発冊子の配布・加配も行います。	人権推進課
Ⅴ	12	(1)	あらゆる暴力を容認しない基盤づくり	<性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化>性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない環境づくりを行います。また、子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、性犯罪の正しい知識の周知・啓発を図り、性犯罪等の発生を未然に防止します。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図ります。	人権推進課
Ⅴ	12	(1)	あらゆる暴力を容認しない基盤づくり	<性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化>性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない環境づくりを行います。また、子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します。	性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた運動を実施するとともに、各地域で啓発に努める。	関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた地域安全運動(年3回)及び地域安全大会(年1回)を実施するとともに、各地域でのぼり旗の設置を行うなど啓発に努める。	生活福祉課
Ⅴ	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	<早期発見のための取組の推進>状況が深刻化することを防ぐため、被害者自身が被害に気づき、いち早く相談するよう周知啓発を行います。また、配偶者からの暴力に関する相談窓口を掲載したDV相談窓口一覧カード等を活用します。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、性犯罪の正しい知識の周知・啓発を図り、性犯罪等の発生を未然に防止します。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図ります。	人権推進課
Ⅴ	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	<地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化>地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	近隣周辺や地域でも、配偶者からの暴力に気づき、支援ができるように、講座や講演会等を通じて、啓発や学習機会を提供します。	講座・講演会の開催の案内については、民生委員児童委員や、人権擁護委員への啓発活動を進め、情報提供・共有を行い、地域の中での連携も強化します。	人権推進課

V	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努める。	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努める。	生活福祉課
V	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	各種研修への参加、情報提供等を実施。	各種研修への参加、関係団体への情報提供に努める。	長寿社会推進課
V	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	虐待やDV被害等に関する研修会への参加を、関係団体等に対し、働きかけるとともに、相互の連携強化に努めます	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけます。	障害福祉課
V	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜医療・福祉関係者などへの啓発の徹底＞DVに関する知識やDV被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します。	大阪府等が作成したリーフレットの配架するとともに、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します。	啓発冊子やリーフレットなどの配架には、見やすく、利用しやすいように整備します。	人権推進課
V	12	(2)	配偶者等からの暴力の防止	＜医療・福祉関係者などへの啓発の徹底＞DVに関する知識やDV被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します。	DV、女性相談窓口の周知を図る。	DV被害者とは、関係機関と連携をとり、支援する。 妊娠届出時、女性のがん検診時などに相談窓口のパンフレットを配布する。	保健推進課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	＜デートDV防止に関する取組の強化＞児童生徒や若年層を対象にしたデートDV防止のための教育・啓発を行うとともに、教職員に対しても研修等を実施します。	児童生徒、若年層へのデートDVの観点から講座・講演会への教職員や社会教育に携わる人の参加を促します。	講座・講演会開にあたっては、学校関係機関への案内・周知も行います。	人権推進課

V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	<デートDV防止に関する取組の強化>児童生徒や若年層を対象にしたデートDV防止のための教育・啓発を行うとともに、教職員に対しても研修等を実施します。	大阪府の「教職員向けDV被害者対応マニュアル」を配布するとともに、校内研修等実施の促進を図る。	教職員が研修等を通じて、実態把握と未然防止に努めるとともに、児童生徒から相談しやすい体制や環境を整える。	指導課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	<デートDV防止に関する取組の強化>児童生徒や若年層を対象にしたデートDV防止のための教育・啓発を行うとともに、教職員に対しても研修等を実施します。	各学校園で子どもたちに向けて暴力の未然防止の観点からの教育が行われるように、校内研修等を行っていく。	研究授業等校内研修の際に、指導助言や資料提供を行う。	人権国際教育課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	<デートDV防止に関する取組の強化>SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知啓発を図ります。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図ります。	人権推進課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	<デートDV防止に関する取組の強化>SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します。	子どもたちが確かな知識を得られるように学校外部の関係機関とも連携を図る。	学校の外部機関の紹介や啓発資料などを学校園に周知する。	指導課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	<デートDV防止に関する取組の強化>SNSに起因するトラブルを未然に防ぐなど社会情勢に対応した啓発活動を実施します。	SNSに起因するトラブルを防止するために、発達年齢に応じた取組を進める。	各学校園に対するヒアリングや担当者会において、SNSに起因するトラブルを防ぐためのプランを提供する。	人権国際教育課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	<デートDV防止に関する取組の強化>中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知啓発を図ります。	関係課や関係機関と情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の啓発・周知を図ります。	人権推進課
V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	<デートDV防止に関する取組の強化>中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します。	大阪府や文科省作成の啓発リーフレットを活用する。	大阪府や文科省作成の中学生対象の啓発リーフレットを活用する。	指導課

V	12	(3)	暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	<デートDV防止に関する取組の強化>中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します。	啓発リーフレットを配布し、暴力の未然防止の観点での中学生への啓発を進める。	府民文化部 男女参画・府民協働課 男女共同参画グループが作成したリーフレットを中学生に配布する。	人権国際教育課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	<セクシャル・ハラスメント防止の促進>事業所や地域におけるセクシャル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシャル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	講座や講演会等を行うとともに、大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。	泉南市事業所人権推進連絡会事業所を対象に啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。	人権推進課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	<セクシャル・ハラスメント防止の促進>事業所や地域におけるセクシャル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシャル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	関係機関から提供される最新の情報を速やかに発信し、広報・啓発に努めます。	関係機関から提供される啓発冊子やチラシを活用し、周知・啓発を行います。	産業観光課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	<セクシャル・ハラスメント防止の促進>事業所や地域におけるセクシャル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシャル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	【本市職員に対して】管理監督職に加えて、非管理職の職員を対象に、ハラスメント防止研修を実施する。また、ハラスメント防止要綱についても周知徹底する。	【本市職員に対して】妊娠、出産、育児又は介護等あらゆるハラスメントをしない、起こさせない、自覚と理解を促す研修を実施する。ハラスメント防止要綱を周知する。	人事課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	<性犯罪等のあらゆる暴力をなくすための啓発等の充実>セクシャル・ハラスメントやストーカー行為、売買春、性犯罪など、あらゆる暴力をなくすための啓発、学習機会を提供します。また、被害者救済のための専門の相談窓口の情報提供を行います。	講座や講演会等を通じ、配偶者への暴力や子どもへの暴力等、あらゆる暴力の根絶の啓発を実施します。	講座や講演会等を通じ、配偶者への暴力や子どもへの暴力等、あらゆる暴力の根絶の啓発を実施します。	人権推進課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	<児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援>「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	講座や講演会等を通じ、配偶者への暴力や子どもへの暴力等、あらゆる暴力の根絶の啓発を実施します。	講座や講演会等を通じ、配偶者への暴力や子どもへの暴力等、あらゆる暴力の根絶の啓発を実施します。	人権推進課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	<児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援>「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	継続したハラスメントへの対応	学校への周知徹底と、綱紀保持に関する情報提供を行う。	指導課

V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	<児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援>「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システム強化について、働きかけを行う。	・担当者やヒアリングの際に、子どもの権利に関する取組や子どもへの暴力を防止するための地域システム強化について各学校園に対して働きかけを行う。 ・大阪府教育センター等から配布される相談窓口のカードを、各学校園を通して子どもたちに配布する。	人権国際教育課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	<児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援>「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	保護者、教師を対象に市PTA協議会主催の研修会を開催し引き続き啓発を行う。	講座等のチラシの配架に加えて啓発の機会を設ける。	生涯学習課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	<児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援>「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との連携強化を図る。	児童虐待防止の理解を深めるため、各部会での研修や市民啓発を通じて、児童虐待防止を推進する。	家庭支援課 (家庭児童相談室)
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	<児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援>「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	関係機関と連携し、防止啓発に努める。	関係機関と連携し、防止啓発に努める。	生活福祉課
V	12	(4)	性犯罪やセクシャル・ハラスメント等への対策の推進・強化	<児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援>「泉南市子どもの権利に関する条例」を遵守し、関係課や関係機関と連携しながら、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	関係機関と連携をとり、子どもへの暴力の防止に取り組む。	虐待事例やハイリスクの事例については、課内で検討し、関係機関と連携を推進し、対応する。	保健推進課

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり

主要施策13 被害者の保護と自立支援

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	4年度実施計画	4年度実施計画を実現するため、どのような取組を行いますか。	担当課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を開催し、連携強化を図ります。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を開催し、連携を密接にします。	人権推進課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係部署と連携して住民基本台帳事務における支援措置制度の周知をはかり、被害者の保護を徹底することに努める。	関係部署と連携して住民基本台帳事務における支援措置制度の周知をはかり、被害者の保護を徹底することに努める。	市民課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	初期段階における被害者支援のため、弁護士による専門的相談を行います。	弁護士による法律相談を実施します。	産業観光課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	DV被害者の支援についての理解を深め、関係各課と連携を行い、引き続き適切な保険証の交付等に努める。	DV支援者の対応方法に関する資料を係内で情報共有し、窓口での対応が適切に行えるようにする。また、関係各課には必要に応じて引き続き連携を行っていく。	保険年金課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係機関と情報共有を行い、子どもの安心・安全の確保に努めます。	関係機関との連携強化	保育子ども課
Ⅴ	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	児童虐待防止の観点から相互に連携し、機能強化を図る。	関係機関と情報の交換を行い、要保護児童等に対する支援について、各機関の役割について共有する。	家庭支援課 (家庭児童相談室)

V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係部署との情報共有等に努め、被害者の一時保護から自立支援を行う。	関係部署との連携強化に努める。	長寿社会推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議に出席し、連携を密接にします。	DV防止連絡会議代表者会議に出席し、各関係機関と情報交換、情報共有を図る。DV事案が発生した都度、案件ごとに個別に情報共有を図る。	生活福祉課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議の構成機関として、関係各課との連携を図ります。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議へ参加し、連携強化を図る。	障害福祉課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」に参加し、連携を強化する。	「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」に参加し、連携を強化する。	保健推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携の強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」のに出席し、連携強化を図る。	学校園、SC・SSW等の専門家や関係機関と連携をとり対応する。	指導課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します。	女性相談、女性のための電話相談実施、周知のための啓発実施を行う。庁内窓口担当者に対し、DV被害者相談マニュアルの活用を進めます。	女性相談（面接）については、相談の回数を増やして、相談者の利用しやすい環境を整え、相談・支援の充実を図る。	人権推進課



V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します。	地域包括支援センターとの連携による相談を実施。	地域包括支援センターとの連携により相談体制を充実する。	長寿社会推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターをはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップシート」を有効に活用します。	被害者に対する支援において、障害者相談支援事業所や地域包括支援センター等、各関係機関との連携により、相談体制を充実します。	各関係機関との連携により、相談支援を実施する。	障害福祉課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜被害者の安全確保の徹底＞場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な対応を行うとともに、保護命令申立て等手続きに関する情報提供を行います。	大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター、警察署などのDV被害者支援センターや民間シェルター等と連携し、適切な保護の実施に努めます。	一時保護は緊急性を要するため、迅速な対応と連携に努める。	人権推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜被害者の安全確保の徹底＞場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な対応を行うとともに、保護命令申立て等手続きに関する情報提供を行います。	地域包括支援センター、警察等との連携により一時保護を実施。	高齢者虐待対応に基づく一時保護を継続して実施する。	長寿社会推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜被害者の安全確保の徹底＞場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な対応を行うとともに、保護命令申立て等手続きに関する情報提供を行います。	泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドラインに沿って、一時保護にあたって適切に対応する。	泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドラインに沿って、一時保護が必要な場合には、適切に対応する。	障害福祉課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜性暴力の被害者支援＞「性暴力救援センター・大阪(SACHICO)」など民間の支援機関と協力して心とからだのケアに努めます。	女性相談(面接)、女性のための電話相談及び「性暴力救援センター・大阪(SACHICO)」など民間の支援機関と協力して、心とからだのケアに努める。	女性相談(面接)については、相談の回数を増やして、相談・支援の拡大と充実を図る。	人権推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を開催し、連携強化を図ります。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を開催し、連携を密接にします。	人権推進課

V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞ ＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	研修会に参加するなど相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の強化を図る。	相談員間の情報交換等により、関係機関と連携して、相談体制の強化を図る。	生活福祉課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞ ＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO(民間非営利組織)との連携により支援を実施した。	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO(民間非営利組織)との連携を図る。	長寿社会推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞ ＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	相談支援事業所による情報交換・課題解決に向けたネットワークにより、相談支援の連携を図ります。	泉南市自立支援協議会において、相談支援事業所を中心に情報交換・課題解決に向けたネットワークにより、連携を図ります。	障害福祉課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞ ＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	ネットワークづくりの推進に取り組む。	情報共有を行い、関係機関との連携を強化する。	保健推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞ ＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題整理を行い、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	関係機関と連携、相談体制の強化を図る。 子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との連携強化を図る。	必要に応じて各機関と連携をし、問題解決に向けた相談体制の強化を図っていく。 事案に対する情報を関係機関と共有し、連携を図る。	家庭支援課 (子ども給付係、 家庭児童相談室)
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞ ＞民生委員児童委員や担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	電話相談員として、さまざまな相談内容に対処できるように、カウンセラーや関係機関からの専門的な知識を習得できるように研修を行う。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座を開催します。	人権推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞ ＞民生委員児童委員や担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	所管団体等への情報提供を行うことで、さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上につなげる。	所管団体等への情報提供を行う。	政策推進課

V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員や担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実を図る。	DV被害等に関する研修会に参加するなど、相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実を図る。	生活福祉課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員や担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	各種研修への参加、情報提供等を実施。	各種研修への参加、関係団体への情報提供に努める。	長寿社会推進課
V	13	(1)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員や担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、情報共有を図ります。	各種研修への参加、関係団体への情報提供に努める。	障害福祉課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜生活基盤を整えるための支援＞地域就労支援センターなどと連携し、就労支援を行います。	地域就労支援センターなどと連携するとともに、研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、情報提供を図る。	地域就労支援センターなどと連携するとともに、研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、情報提供を図る。	人権推進課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜生活基盤を整えるための支援＞地域就労支援センターなどと連携し、就労支援を行います。	関係機関等と連携し、就労相談を実施することで、就労を促し、生活基盤の安定に向けての支援を行います。	就労相談を継続して行うとともに、関係機関と連携し、就労へとつながるように支援します。	産業観光課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜生活基盤を整えるための支援＞大阪府女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）や医療機関、警察、市民団体などのさまざまな機関が連携し、中長期的にわたる継続的な被害者支援を実施する仕組みを作ります。	大阪マザーズハローワークや庁内就労支援施策、泉南市人権協会の総合相談等についての情報を提供します。	被害者の自立を図り、生活基盤を整えるため、他機関との連携を推進します。	人権推進課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞DV被害者のみならず、子どもにも深刻な影響を及ぼすことから要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携体制を強化します。	子どもへの支援について、状況の把握に努め、適切な関係機関との連携を図ります。	子どもへの支援について、状況の把握に努め、適切な関係機関との連携を図ります。	人権推進課

V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞DV被害者のみならず、子どもにも深刻な影響を及ぼすことから要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携体制を強化します。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との連携強化を図る。	関係機関と情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容(支援に当たっての援助方針、具体的な方法及び時期、各機関の役割分担等)に関する協議を行う。	家庭支援課 (家庭児童相談室)
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	認定こども園・保育所との連携を密にするとともに、関係部局との情報共有、連携強化を図る。	子どもの支援について、関係機関及び関係部局との情報共有を図りながら、また、支援の結果なども共有し、継続的な支援を図る。	人権推進課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	関係機関と情報共有を行い、子どもの安心・安全の確保に努めます。	関係機関との連携強化	保育子ども課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を行う。	子ども支援についての必要な情報の提供について、関係部局、機関と適切に行う。	指導課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる期間に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	関係機関との情報共有を図ることにより、連携強化に努め、より一層の支援体制を整える。	DV防止連絡会議を開催し、DVに関する基本的な知識、取り扱いについて確認及び連携に努める。	人権推進課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる期間に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	高齢者虐待防止に関する意識付けの啓発、広報活動等を実施。	長寿社会推進課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	障害者の相談に携わる機関に対し、DVに関する認知を促し、DV相談機関等に関する情報提供及び連携により、支援します。	障害者の相談に携わる機関に対し、障害者虐待防止に関する意識啓発、研修会の案内等、広報活動を実施する。	障害福祉課

V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜外国籍住民への支援＞国際交流団体等と連例しながら、多言語でDVに関する情報提供を行うためのリーフレットを作成します。	市役所玄関ホール及び男女平等参画ルームの情報コーナーに啓発紙等を配架し、情報提供に努める。	情報コーナーへの多言語によるリーフレットの加配、啓発には迅速な情報提供や見やすい配置・展示に努める。	人権推進課
V	13	(2)	生活基盤を整えるための支援	＜外国籍住民への支援＞国際交流団体等と連例しながら、多言語でDVに関する情報提供を行うためのリーフレットを作成します。	外国籍住民への支援の一環として、引き続き「泉南市市役所サービスガイドブック2016」を窓口をはじめ、公共施設でも配布し、広く情報提供を行う。	「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」の配架を継続する。	政策推進課